

市有地 売却情報

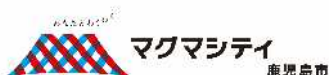
随時売却

鹿児島市永吉一丁目

鹿児島市原良一、三丁目

9.29㎡～51.09㎡

37万円～828万円



お問い合わせ・お申し込み

鹿児島市役所 建設局 都市計画部

区画整理課 管理清算係 電話099 (216) 1393

お申し込みに関すること

○ 譲渡申込みに必要な書類の入手方法

申込みに必要な書類など（随時売却説明書）は鹿児島市役所区画整理課でお渡しするほか、市ホームページからもダウンロードもできます。



市ホームページの二次元コード

○ 譲渡申込みに必要な資格

鹿児島市税の滞納がないなど

○ 譲渡申込みの方法

「普通財産譲渡申込書」に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えてお申し込みください。

○ 申込期間

随時（土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く）

○ 申込時間

午前8時30分～午後5時15分（正午から午後1時を除く）

○ 申込場所

鹿児島市役所 区画整理課 管理清算係

（鹿児島市山下町11番1号 東別館8階）

費用のお支払に関すること

○ 契約保証金

契約の際に契約金額の5%以上の金額の納付が必要となります。

ただし、契約締結日の当日に売買代金の全額を納付する場合は、契約保証金の納付は必要ありません。

○ 売買代金

売買代金（残金）は、契約金額から契約保証金を除いた金額です。売買契約締結の翌日から60日以内に納付してください。

○ 法務局への所有権の移転登記手続きは本市が行いますが、登録免許税、その他必要とされるの費用は申込者の負担とします。

その他ご不明な点などございましたら
お気軽にお問合せください。

売買契約と不動産登記に関すること

○ 申込有資格を確認し、売却決定後に「売却決定通知書」を申込者に送付します。

○ 申込者は、売却決定通知書を受領した日から5日以内に契約書及び必要な書類を提出してください。

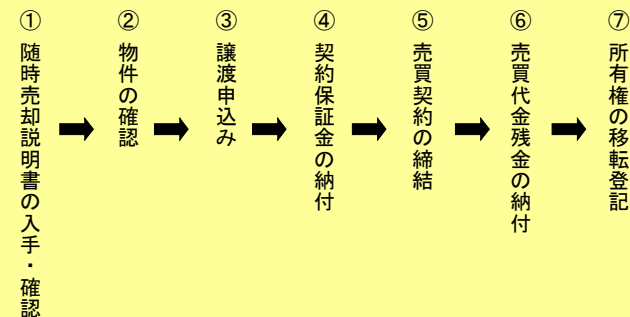
○ 売買代金が完納されたときに所有権移転があったものとし、物件を引き渡すこととします。

○ 所有権移転登記の手続きは、売買代金の完納後に本市が行いますので、売買代金の納付後に速やかに必要書類を提出してください。

このほか、物件の用途の制限など、
詳細は随時売却実施要領（随時売却説明書）をご覧ください。



お申し込みから登記までの手続きの流れ



市有地の位置



原良第一地区

物件 番号	土地の地番		面 積		㎡当単 (円)	予定価格 (円)	用途地域	建ぺい率 容積率
	町名	地番	㎡	坪				
9	永吉一丁目	28番12	9.29	2.81	39,828	370,000	第二種中高層住居専用地域	建ぺい率 60%
		28番13						容積率 200%

原良第二地区

物件 番号	土地の地番		面 積		㎡当単 価 (円)	予定価格 (円)	用途地域	建ぺい率 容積率
	町名	地番	㎡	坪				
5	原良三丁目	2番13	32.44	9.81	144,266	4,680,000	第二種中高層住居専用地域	建ぺい率 60%
9	原良一丁目	8番35	51.09	15.45	162,067	8,280,000	第一種住居地域	容積率 200%

市有地の前面及び土地内における電柱やごみ集積場の有無を必ずご確認のうえ、お申し込みください。※物件確認書（様式第3）の提出が必要です。